

令和3年8月30日

職員の皆様へ

トータルケアライフ株式会社

代表取締役 高谷 政市

令和3年8月27日より滋賀県に緊急事態宣言が発令されました。

これまでも職員の皆様には高齢者介護の職業倫理に則って、私生活においても行動制限を実施していただいているところですが、宣言発令後も新型コロナウイルス感染拡大防止には、各個人が良識ある行動を継続して行うことが重要となります。

別紙、滋賀県が発表した「滋賀県における緊急事態措置」を確認いただき、不要不急の外出や大人数による外食など、感染拡大リスクにつながる活動につきましては自粛をお願いするとともに、判断がつかない場合は必ず事前に上長に相談・確認をお願いいたします。やむを得ない事情の際には、滋賀県から配布された抗原簡易キットをお渡しいたしますので、休暇後の出勤日当日に検査をしていただきますようよろしくお願いいたします。

滋賀県における 緊急事態措置

区域：県内全域

期間：8月27日～9月12日

あなたと大切な人の命を
守るために！

～ゼロ密を目指そう！～

1 不要不急の外出自粛の徹底

(特措法第45条第1項、第24条第9項に基づく要請)

県民の皆さまへのお願い！

- 外出は控えて（特に20時以降は徹底）
 - ※ 通院、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く
 - 外出する場合は機会の半減を
 - 極力家族やいつも一緒にいる仲間と少人数で
 - 買い物の回数や人数を最低限に
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業等の要請に応じていない飲食店等の利用は控えて
 - 路上、公園等における集団での飲酒は控えて
 - 都道府県間の移動の自粛

県外の皆さまへのお願い！

- 滋賀県への不要不急の来県は控えて（特措法第24条第9項）

基本的な感染対策を徹底（特措法第24条第9項）

- 手洗い、マスクの着用
- 家庭・職場での感染対策を徹底
- 少しでも症状がある場合、早めに受診を